

家庭用省エネ機器購入支援事業（やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン）

参加店舗募集要領（令和5年2月6日制定）

県では、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を目的として、「家庭用省エネ機器購入支援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	山梨県（担当：環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課）
事業目的	省エネルギー機器の導入を支援することにより、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を図る。
キャンペーン名称	やまなし省エネ機器購入支援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	山梨県内に居住する者（個人）
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	【購入対象期間】 令和5年3月8日（水）から令和6年2月16日（金） ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合にポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交換申請受付期間】 令和5年3月8日（水）から令和6年2月29日（木）
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	7億8600万円程度
ポイント等の額	・対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額を基本とする。 ・対象製品購入者は、次の条件のすべてに該当する場合、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 ①「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入していること ②環境省の「うちエコ診断（WEB版）」を受診していること （ポイント等の額は別表2のとおり）
交付するポイント等の種類	(1)キャッシュレス決済サービスのポイント （ PayPay、QUOカード Pay、Amazon ギフト券、 楽天 Edy、Ponta、nanaco、Apple Gift Card、 Google Play ギフトコード、WAON、NET CASH、 au PAY、dポイント ） (2)商品券（Quoカード、JCB ナイスギフト）

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- ・ キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の A-1 から A-5 の要件を満たす必要があります。
- ・ A-1 から A-5 の基本要件に加え、B-1 から B-3 の要件を満たす店舗については、登録申請において「地域協力店」の区分による登録を選択することができます。

【基本要件】

(A-1) 山梨県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（EC 店舗等は対象外とする。）

(A-2) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。

(A-3) キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、消費者への説明、申請補助、助言等）を行うこと。

(A-4) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。

(A-5) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。

【地域協力店要件】

(B-1) 本店が山梨県内に所在すること。

(B-2) 顧客の生活環境等に応じた省エネ機器の選び方等について積極的にアドバイスを行うこと。

(B-3) 顧客が、ポイント等申請に当たり環境省の「うちエコ診断（WEB 版）」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

(1) 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。

- ・ 身分証の提示等により、購入者が山梨県民であることを確認する。
- ・ 購入者にキャンペーンチケットを配布する。
- ・ 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配布したことが確認できるようにする。

(2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。

(3) キャンペーンチケット配布に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内ください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1)参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。
- (2)本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1)参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください・

<キャンペーン専用サイト URL> <https://yamanashi-shoene.jp>

(2)参加店舗申請期間

令和5年2月17日（金）から令和5年3月10日（金）まで

(3)登録・承認

登録申請のあった事業者について、県（キャンペーン事務局）の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(4)申請に当たっての注意事項

- ・この募集要項をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません）。
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。（複数店舗分をまとめて申請することはできません。）

5 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 問い合わせ先（参加店舗向け）

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【コールセンター電話番号】 050-5530-8872

【コールセンター対応時間】

令和5年2月17日（金）～令和6年2月29日（木）

午前10時から午後7時まで

（土、日、祝日を含む。ただし、令和5年12月29日～令和6年1月3日は除く。）

(別表1) ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件*
エアコン	統一省エネラベル星3つ以上 ※旧統一省エネラベルの場合は星4つ以上
電気冷蔵庫	【容量 350 リットル以下】 統一省エネラベル星2つ以上 かつ 省エネ達成率 100%以上 【容量 351 リットル以上 450 リットル以下】 統一省エネラベル星3つ以上 かつ 省エネ達成率 100%以上 【容量 451 リットル以上】 統一省エネラベル星4つ以上 かつ 省エネ達成率 100%以上
ガス温水機器	統一省エネラベル星3つ以上
LED照明器具	統一省エネラベル星4つ以上

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に記載があるものです。

(別表2) ポイント等の額

区分	能力・サイズ	ポイント等の額	
		通常店	地域協力店*
エアコン	2.5kW 未満	10,000	20,000
	2.5kW 以上 2.8kW 未満	15,000	30,000
	2.8kW 以上	20,000	40,000
電気冷蔵庫	350 ℓ以下	5,000	10,000
	351 ℓ以上 450 ℓ以下	15,000	30,000
	451 ℓ以上	20,000	40,000
ガス温水機器	—	30,000	60,000
LED照明器具	—	3,000	3,000

※「うちエコ診断 (WEB版)」の結果を提出した場合